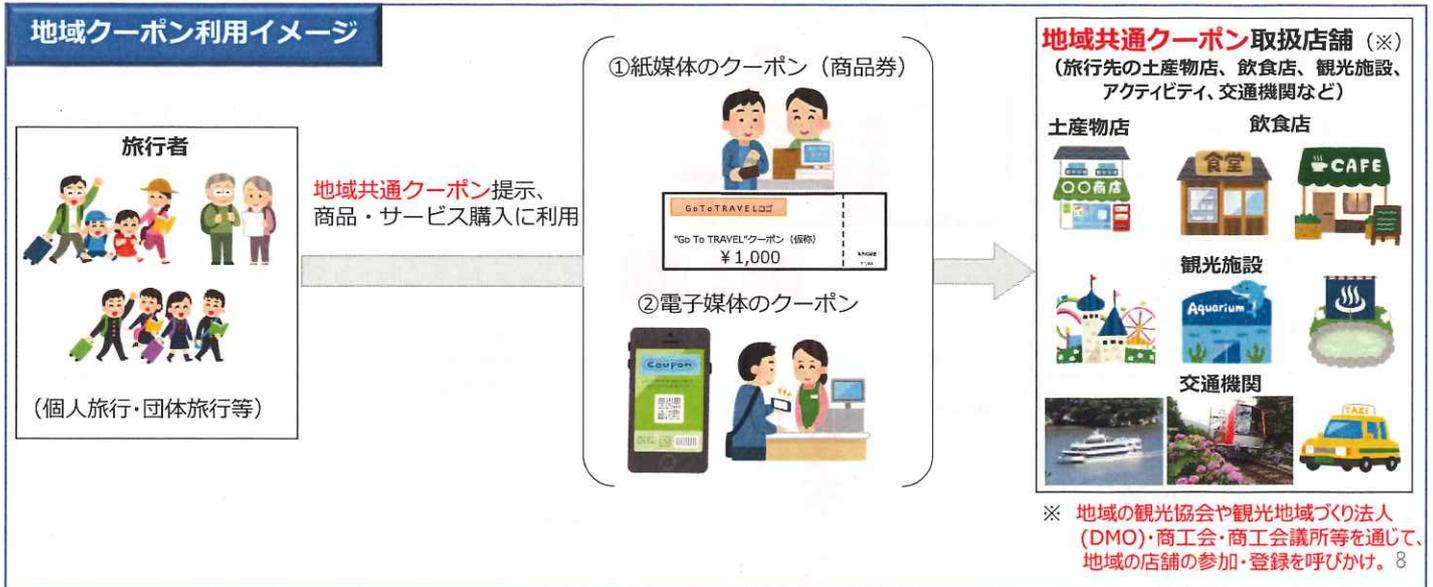


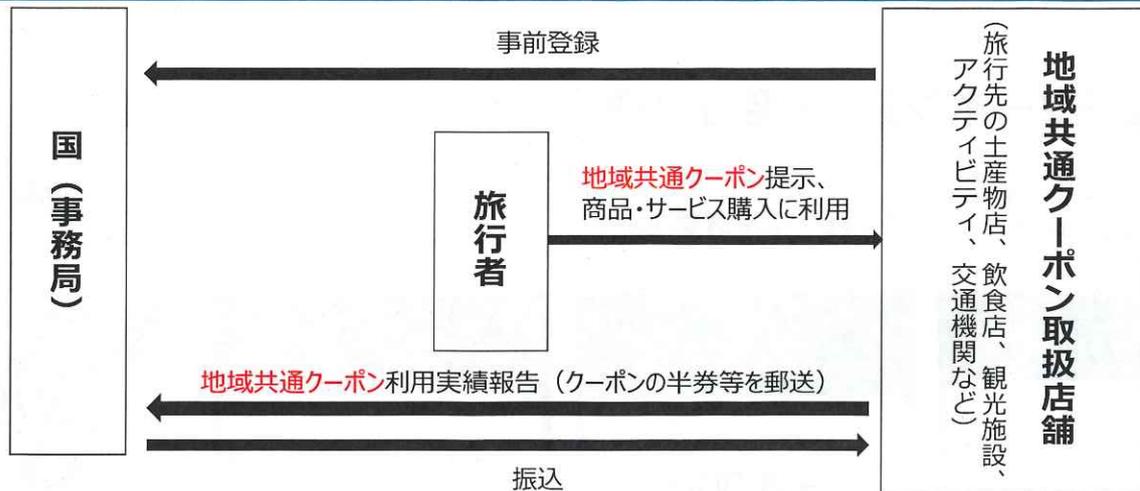
地域共通クーポンの概要

○ 地域共通クーポンについて

- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の**15%**（代金の1/2相当額×3割）（※）。
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合には1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の**都道府県 + 隣接都道府県**において、**旅行期間中**に限って使用可能。



地域共通クーポン取扱店舗における手続きの流れ

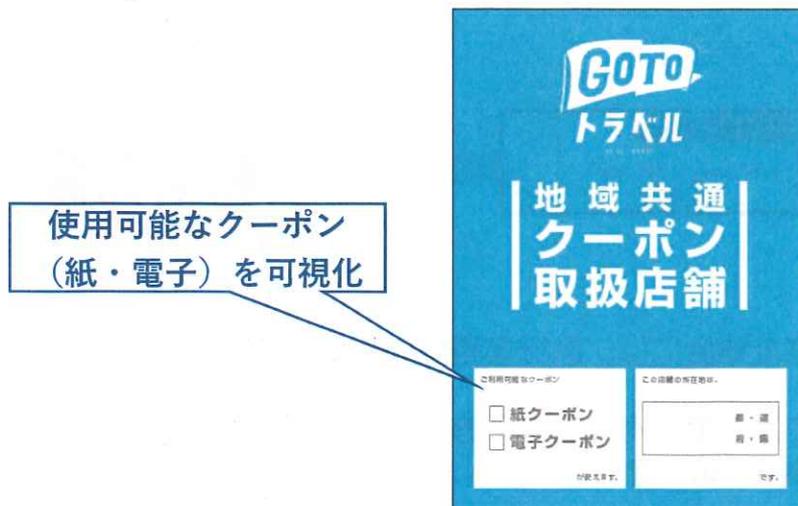


- クーポンの取扱店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など**幅広い業種を対象**とし、**全国津々浦々から広く募集**。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、**地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、きめ細かく周知**（事務局においても、（オンライン）説明会の開催、問合せのための**専用コールセンター**の設置などにより、周知を実施）。
- 取扱店舗には、わかりやすい形で**ステッカー等を掲示**するとともに、取扱店舗の**一覧をHPなどで周知**。
- 取扱店舗から**クーポンの半券等の郵送**を受けた上で、あらかじめ登録された**銀行口座へ補助金を振り込む**等の形で精算することを想定。

地域共通クーポンの利用可能店舗

- ・ **地域共通クーポンの取扱店舗**として、Go To トラベル事務局の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、交通機関、アクティビティ等を含む。）
- ・ 地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、**店頭でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

ステッカーのイメージ



12

地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先	発行形態	旅行者に配布する主体
① 旅行業者等	店頭販売	旅行業者等
	WEB販売等	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
		事務局
② 宿泊施設	紙	宿泊施設

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※ **旅行業者等・宿泊施設**は、旅行者に紙クーポンを引き渡す前に、**有効期間及び利用エリアを事務局から配布するスタンプ等により記載**した上で、旅行予約ごとに、配布する**紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管**するか、裏面右上の**QRコードを読み取り記録・保管**する必要がある。



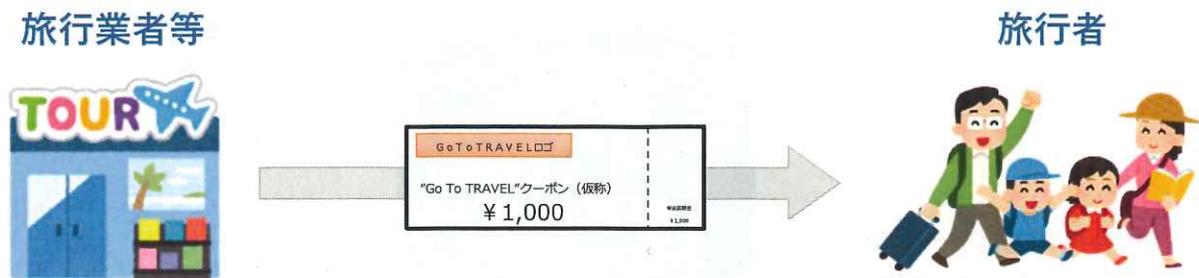
13

地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

原則

- 旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める
(仮に返還が行われない場合には、事務局は旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

14

地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

WEB販売等

- i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）



- ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

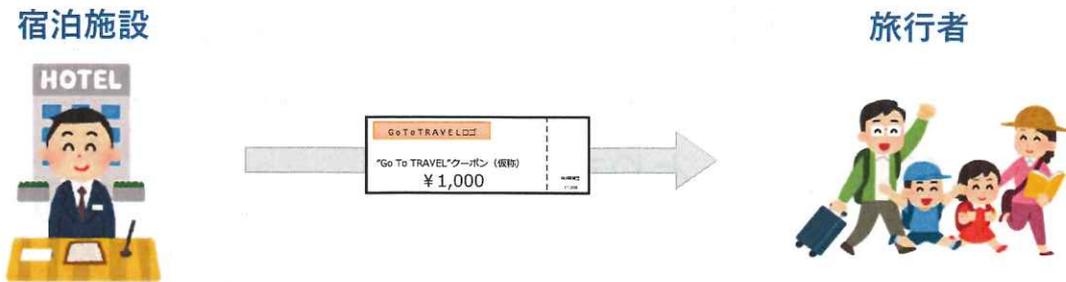


15

地域共通クーポンの配布方法

② 宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）



- ※ チェックイン後に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める
（仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）

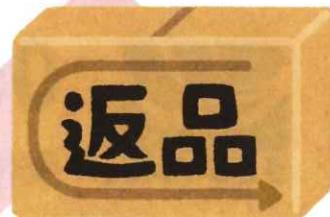
16

地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと現金との交換



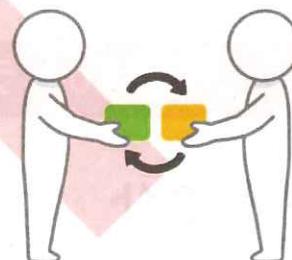
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



17

フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	原則 とりまとめて申請	とりまとめて請求 可能
商店街 ・ 大型商業施設等	〔 商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて 〕 とりまとめて申請 可能	〔 商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて 〕 とりまとめて請求 可能

- ※ 取扱店舗の登録申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
- ※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

18

問い合わせ先

Go To トラベル事業 コールセンター



0570-017-345

受付時間：10:00～19:00 年中無休

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-3548-0525

受付時間：10:00～17:00 土日祝・年末年始休み

Go To トラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>

19